

## 令和7年度第3回酒田市介護保険運営協議会次第

日 時：令和8年3月24日（火）

午後1時30分～

場 所：酒田市役所3階 第一委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）令和7年度介護保険事業実施状況について（資料1）

4 報 告

（1）令和8年度介護保険特別会計予算について（資料2）

（2）酒田市介護保険条例の一部改正について（資料3）

（3）令和8年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価  
結果について（資料4）

5 そ の 他

6 閉 会

# 令和7年度酒田市介護保険事業実施状況

令和8年3月

酒田市高齢者支援課

# 1 高齢者数の推移

(単位:人)

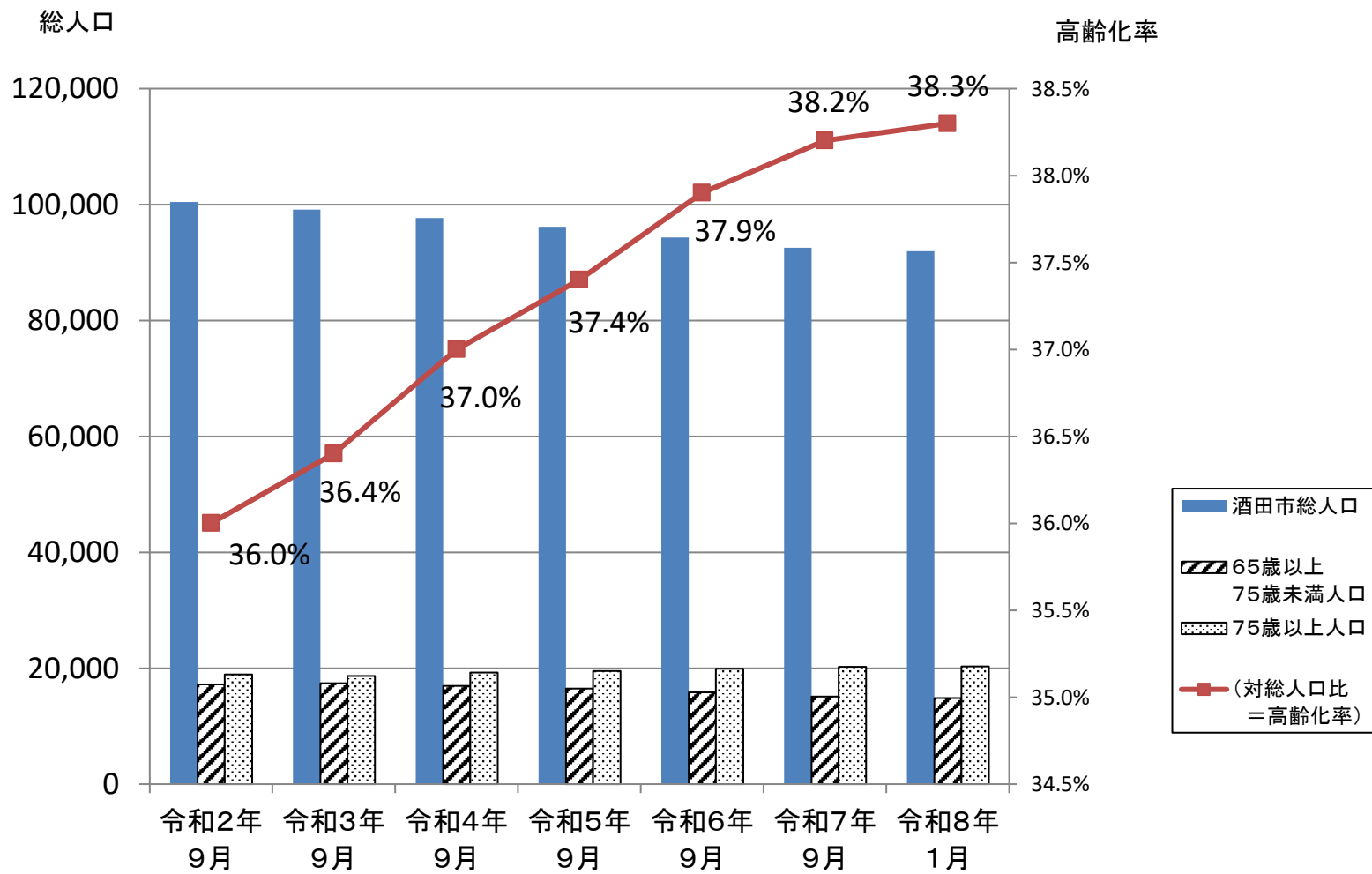
	令和2年 9月	令和3年 9月	令和4年 9月	令和5年 9月	令和6年 9月	令和7年 9月	令和8年 1月	第9期計画の R7年度推計	山形県	全国 (千人)
酒田市総人口	100,433	99,122	97,697	96,137	94,336	92,531	91,979	93,204	989,951	123,192
高齢者人口	36,109	36,065	36,190	35,955	35,716	35,339	35,189	35,675	356,462	36,210
(対総人口比 =高齢化率)	36.0%	36.4%	37.0%	37.4%	37.9%	38.2%	38.3%	38.3%	36.0%	29.4%
65歳以上 75歳未満人口	17,214	17,420	16,941	16,463	15,835	15,130	14,873	15,195	153,999	14,984
(対総人口比)	17.1%	17.6%	17.3%	17.1%	16.8%	16.4%	16.2%	16.3%	15.6%	12.2%
75歳以上人口	18,895	18,645	19,249	19,492	19,881	20,209	20,316	20,480	202,463	21,226
(対総人口比)	18.8%	18.8%	19.7%	20.3%	21.1%	21.8%	22.1%	22.0%	20.5%	17.2%

※酒田市の人口は各月とも「住民基本台帳」(各月末)より。

全国の人口は総務省統計局による「人口推計月報」(令和8年2月1日現在推計値)より

山形県の人口は、山形県統計企画課による「山形県の人口と世帯数(月報)」(令和8年2月1日現在)より

山形県の高齢者人口は、厚生労働省の「介護保険事業状況報告(月報)」(令和7年11月末現在)より



■酒田市の総人口は、令和6年9月から令和7年9月にかけて1,805人減少し、令和7年9月末時点では92,531人となっている。

■酒田市の高齢者人口は、令和4年をピークに減少に転じ、令和7年9月末時点では35,339人と第9期計画の人口推計値を300人程下回っている。

■令和7年9月末時点の酒田市の人口を第9期計画の人口推計値と比較すると、総人口は推計値より673人少なく、高齢者人口は、推計値より336人少ない。

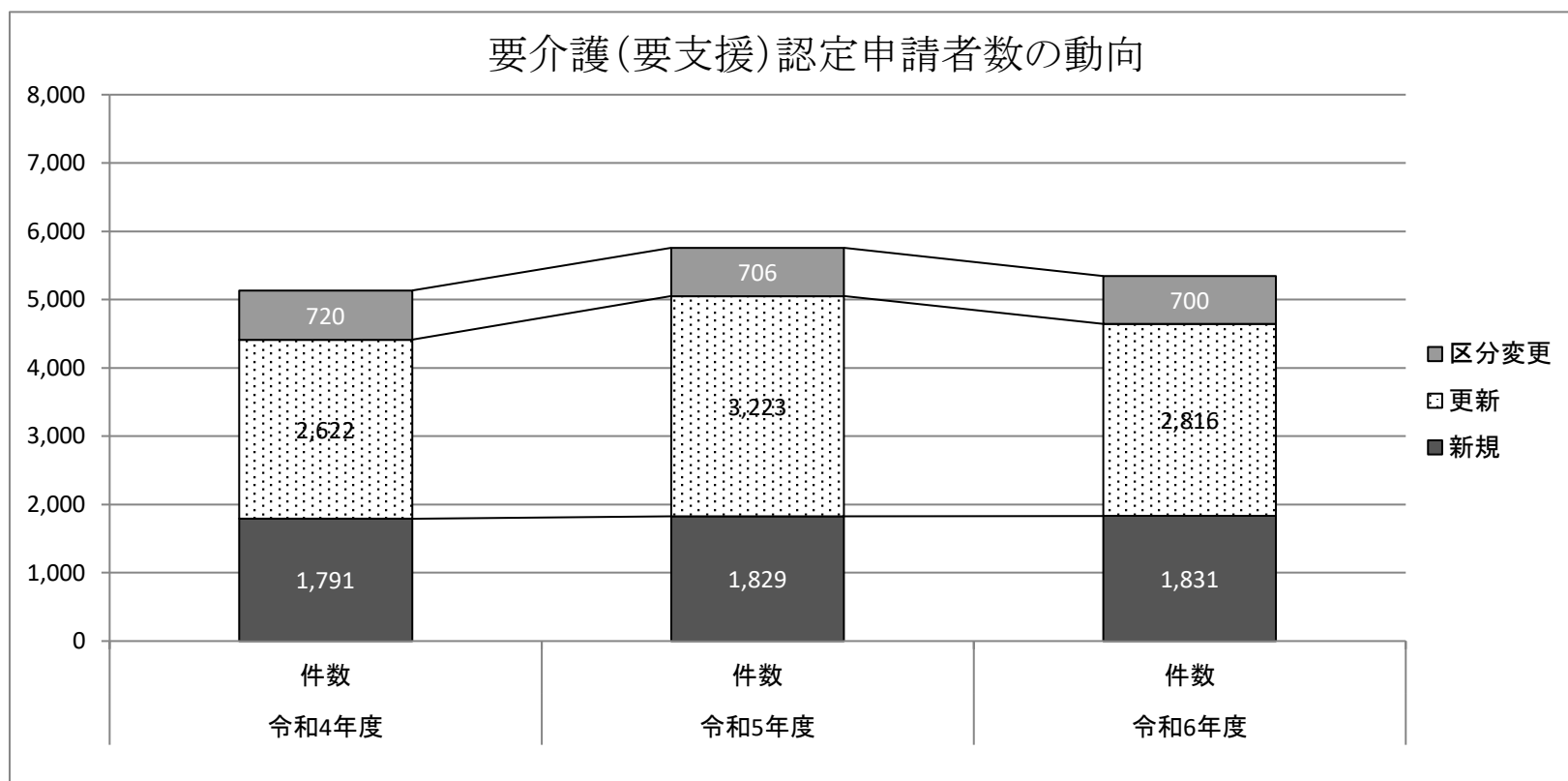
## 2 要介護（要支援）認定申請・審査状況の推移

### (1) 要介護（要支援）認定申請状況

(単位：件)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度(2月末)		
	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数	件数	割合	月平均 件数
新規	1,791	29.8%	149	1,829	31.3%	152	1,831	34.2%	153	1,704	33.8%	155
更新	2,622	43.7%	219	3,223	55.1%	269	2,816	52.7%	235	2,722	54.0%	247
コロナによる 有効期間延長 (※1)	870	14.5%	73	94	1.6%	8	0	0.0%	0	0	0.0%	0
区分変更	720	12.0%	60	706	12.1%	59	700	13.1%	58	616	12.2%	56
計	5,133	100.0%	428	5,758	100.0%	480	5,347	100.0%	446	5,042	100.0%	458

※1 本来なら更新手続きを行う人のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から認定調査等が難しい人について、厚生労働省の通知に基づき、認定有効期間を1年間延長する措置。



### (2) 要介護認定者数の推移

(単位：人)

	平成29年 9月	令和元年 9月	令和2年 9月	令和3年 9月	令和4年 9月	令和5年 9月	令和6年 9月	令和7年 9月	令和7年度 推計値
要支援1	557	502	541	565	550	527	545	566	510
要支援2	816	822	869	906	919	905	898	903	849
要介護1	1,424	1,350	1,354	1,333	1,285	1,266	1,274	1,311	1,218
要介護2	1,451	1,562	1,540	1,466	1,499	1,476	1,520	1,503	1,455
要介護3	1,048	1,160	1,144	1,163	1,176	1,191	1,154	1,109	1,206
要介護4	875	909	947	967	1,002	928	946	937	937
要介護5	761	780	743	710	754	743	690	648	785
合計	6,932	7,085	7,138	7,110	7,185	7,036	7,027	6,977	6,960
うち第1号被保険者数A	6,762	6,923	6,991	6,973	7,046	6,909	6,903	6,855	6,884
うち第2号被保険者数	170	162	147	137	139	127	124	122	76
第1号被保険者数B	35,436	35,859	36,065	36,028	36,114	35,873	35,637	35,244	35,675
認定率 A/B	19.1%	19.3%	19.4%	19.4%	19.5%	19.3%	19.4%	19.5%	19.3%
チェックリスト該当者C	262	305	280	239	228	218	254	280	220
チェックリストを含む 認定者数(1号被保険者) A+C	7,024	7,228	7,271	7,212	7,274	7,127	7,157	7,135	7,104
チェックリストを含む 認定率(A+C)/B	19.8%	20.2%	20.2%	20.0%	20.1%	19.9%	20.1%	20.2%	19.9%

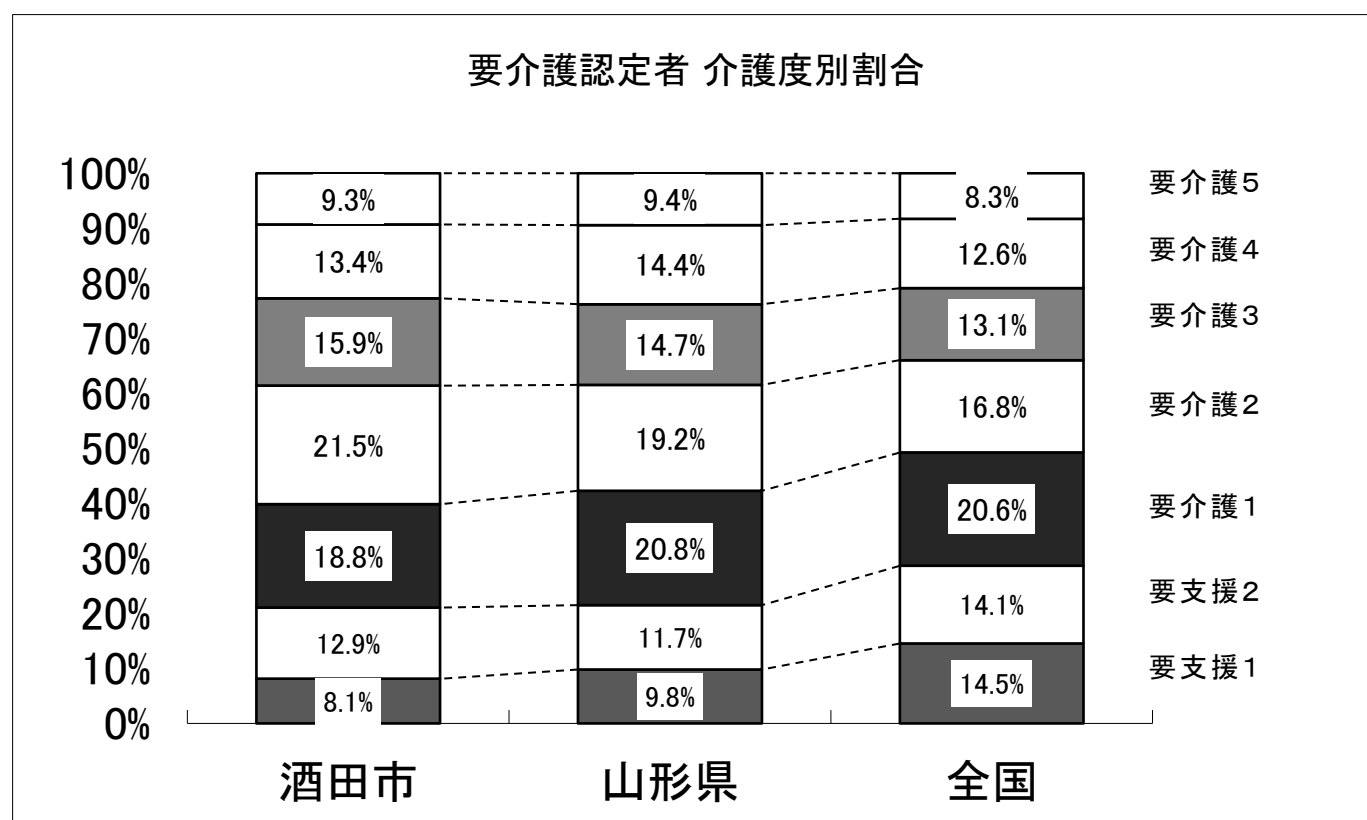
### (3) 要介護認定者数

(酒田市)

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	556	884	1,286	1,481	1,093	924	631	6,855
65歳以上75歳未満	54	105	107	153	79	76	52	626
75歳以上	502	779	1,179	1,328	1,014	848	579	6,229
第2号被保険者	10	19	25	22	16	13	17	122
総 数	566	903	1,311	1,503	1,109	937	648	6,977
割 合	8.1%	12.9%	18.8%	21.5%	15.9%	13.4%	9.3%	100.0%

※介護保険事業状況報告による（令和7年9月末日現在）



※介護保険事業状況報告による（令和6年9月末日現在）

■ 令和7年9月の要介護認定者数は、合計で6,977人、認定率は19.5%となっており、推計値に近い数値となっている。

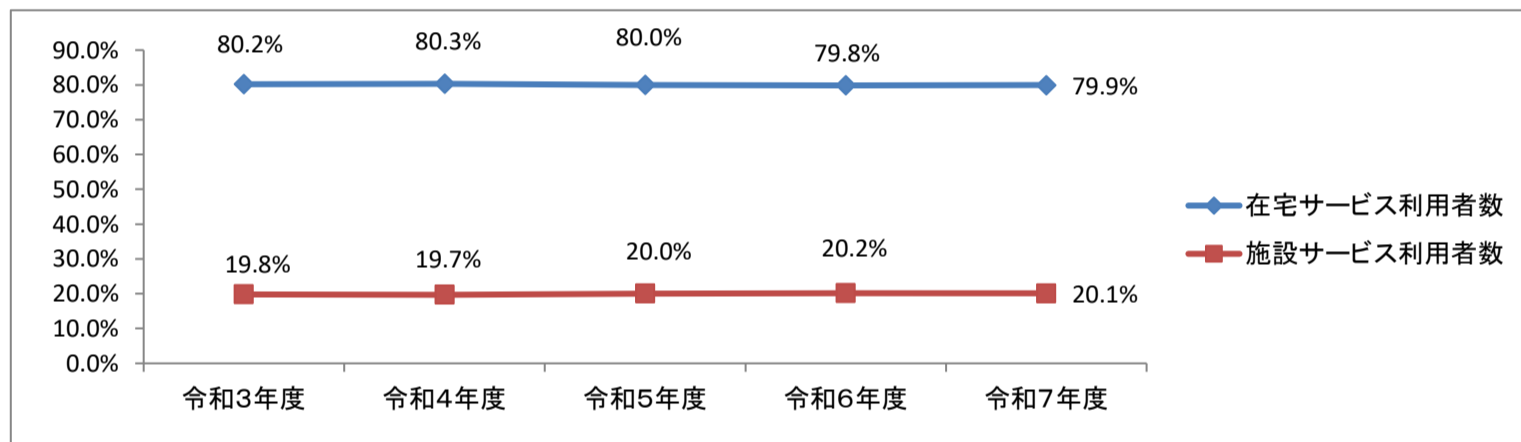
■ 酒田市の要介護認定者の介護度別の割合については、全国と比べ要支援1から要介護1の軽度者の割合が小さく要介護2から要介護5までの中・重度者の割合が大きくなっている。

### 3 介護サービス状況のモニタリング

#### (1) サービス利用者数の推移

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
在宅サービス利用者数	4,956	80.2%	4,936	80.3%	4,878	80.0%	4,833	79.8%	4,807	79.9%
内、地域密着型サービス	916	14.8%	888	14.4%	840	13.8%	815	13.5%	767	12.8%
施設サービス利用者数	1,223	19.8%	1,210	19.7%	1,222	20.0%	1,220	20.2%	1,208	20.1%
介護老人福祉施設	775	12.5%	772	12.6%	767	12.6%	758	12.5%	746	12.4%
介護老人保健施設	438	7.1%	430	7.0%	445	7.3%	443	7.3%	450	7.5%
介護療養型医療施設	10	0.2%	6	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
介護医療院	0	0.0%	2	0.0%	10	0.2%	19	0.3%	12	0.2%
計	6,179	-	6,146	-	6,100	-	6,053	-	6,015	-
要介護認定者数・受給率	7,110	86.9%	7,185	85.5%	7,036	86.7%	7,027	86.1%	6,977	86.2%

在宅サービス利用者数は利用月の数値の平均値。要介護認定者数は、厚生労働省の介護保険事業状況報告（月報）9月末現在。  
 ※サービス利用者数は、同月で複数利用の場合はそれぞれで人数を計上しているため、利用実人数よりも上回っている。  
 ※介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設を含み、地域密着型サービスには地域密着型介護老人福祉施設を含まない。



#### ■参考／令和7年10月審査分（9月利用分）の施設入所者の重度率

施設サービスの種別	実績			旧参酌標準 目標割合
	利用者数	うち重度(要介護4・5)	施設重度率	
特別養護老人ホーム	608人	419人	68.9%	70%
地域密着型特養	138人	85人	61.6%	
介護老人保健施設	455人	240人	52.7%	
介護医療院	13人	11人	84.6%	
合計	1,214人	755人	62.2%	

#### ■参考／令和7年10月審査分（9月利用分）の利用人数と費用割合

サービス種別	利用人数(人)	人数割合	給付費総額(千円)	給付費割合	1人あたり給付費	平均要介護度
在宅サービス	4,901人	80.1%	579,063	62.1%	118,152円	2.20
施設サービス	1,214人	19.9%	353,115	37.9%	290,869円	3.75

※平均要介護度について、要支援1及び要支援2は0.375で計算。

- 令和6年度と7年度を比較するとサービス利用者数は、月平均で26人減少している。在宅サービス利用者と施設サービス利用者の割合は、ほぼ同水準で推移している。
- 施設利用者のうち、要介護4、5の割合を表す施設重度率は、62.2%であり、目標の70%には達していないが近い値となっている。
- 施設サービスの1人あたりの給付費は、在宅サービスの1人あたりの給付費の約2.46倍となっている。

(2) 第9期計画値との比較

①-1 介護サービス利用量

※回数は12月利用分（10か月分=83.3%）までの実績、その他は1月利用分（11か月分=91.7%）までの実績

		令和6年度 (実績値)	令和7年度 (計画値)A	令和7年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 居宅サービス					
訪問介護	回数(回)	264,184	258,758	205,963	79.6%
訪問入浴介護	回数(回)	2,801	2,992	2,674	89.4%
訪問看護	回数(回)	30,899	28,976	26,800	92.5%
訪問リハビリテーション	回数(回)	17,536	16,381	15,019	91.7%
居宅療養管理指導	人数(人)	9,807	8,172	9,769	119.5%
通所介護	回数(回)	254,193	259,852	217,677	83.8%
通所リハビリテーション	回数(回)	54,829	51,317	48,600	94.7%
短期入所生活介護	日数(日)	84,659	90,304	74,605	82.6%
短期入所療養介護	日数(日)	6,967	5,954	6,044	101.5%
福祉用具貸与	人数(人)	25,880	24,984	23,554	94.3%
特定福祉用具購入費	人数(人)	404	372	353	94.9%
住宅改修費	人数(人)	181	144	170	118.1%
特定施設入居者生活介護	人数(人)	458	468	407	87.0%
2. 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	655	696	647	93.0%
夜間対応型訪問介護	人数(人)	—	—	5	皆増
地域密着型通所介護	回数(回)	9,643	12,960	8,371	64.6%
認知症対応型通所介護	回数(回)	13,083	15,498	6,666	43.0%
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3,867	3,636	3,336	91.7%
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2,604	2,808	2,436	86.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	1,656	1,680	1,497	89.1%
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	—	—	—	—
3. 施設サービス					
介護老人福祉施設	人数(人)	7,477	7,548	6,755	89.5%
介護老人保健施設	人数(人)	5,395	5,316	5,000	94.1%
介護医療院	人数(人)	153	384	36	9.4%
4. 居宅介護支援	人数(人)	39,204	38,304	32,335	84.4%

### ①-2 介護予防サービス利用量

※回数は12月利用分（10か月分=83.3%）までの実績、その他は1月利用分（11か月分=91.7%）までの実績

		令和6年度 (実績値)	令和7年度 (計画値)A	令和7年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	—	—	—	—
介護予防訪問看護	回数(回)	2,139	1,820	2,468	135.6%
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	4,465	4,675	3,758	80.4%
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	299	276	442	160.1%
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	1,819	1,644	1,700	103.4%
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	648	830	776	93.5%
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	40	—	22	皆増
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	4,894	4,608	4,668	101.3%
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	100	96	92	95.8%
介護予防住宅改修	人数(人)	75	48	70	145.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	15	12	9	75.0%
2. 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	68	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	459	468	479	102.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	12	—	11	皆増
3. 介護予防支援	人数(人)	6,395	5,916	6,114	103.3%

■介護サービス利用量について、①居宅サービスでは、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、住宅改修の執行率が高くなっている。②地域密着型サービスでは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の執行率が低くなっている。③施設サービスでは、介護医療院の執行率が低くなっている。

■介護予防サービス利用量については、訪問看護、居宅療養管理指導、住宅改修の執行率が高くなっている。

②-1 介護サービス給付費

※1月利用分（11か月分=91.7%）までの実績

（単位：千円）

	令和6年度 (実績値)B	令和7年度 (計画値)A	令和7年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
1. 居宅サービス				
訪問介護	753,769	757,205	653,324	86.3%
訪問入浴介護	35,100	37,452	36,754	98.1%
訪問看護	177,107	174,496	170,525	97.7%
訪問リハビリテーション	49,307	47,046	48,307	102.7%
居宅療養管理指導	41,908	40,197	42,927	106.8%
通所介護	1,981,916	2,108,053	1,871,348	88.8%
通所リハビリテーション	489,607	460,716	475,884	103.3%
短期入所生活介護	714,859	771,986	627,642	81.3%
短期入所療養介護	80,867	67,186	70,063	104.3%
福祉用具貸与	344,683	332,388	317,106	95.4%
特定福祉用具購入費	14,164	11,034	13,658	123.8%
住宅改修費	17,815	14,045	15,444	110.0%
特定施設入居者生活介護	91,724	90,027	83,071	92.3%
2. 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	122,398	141,425	113,793	80.5%
夜間対応型訪問介護	—	—	114	皆増
地域密着型通所介護	88,223	121,425	84,065	69.2%
認知症対応型通所介護	142,279	160,406	78,406	48.9%
小規模多機能型居宅介護	823,066	807,019	694,049	86.0%
認知症対応型共同生活介護	689,470	712,418	652,808	91.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	480,662	482,436	437,583	90.7%
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
3. 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,983,646	2,024,132	1,826,825	90.3%
介護老人保健施設	1,645,815	1,600,988	1,548,822	96.7%
介護医療院	51,703	120,760	12,689	10.5%
4. 居宅介護支援	629,117	630,342	567,552	90.0%
介護サービス(小計)→(I)	11,449,205	11,713,182	10,442,759	89.2%

②-2 介護予防サービス給付費

※1月利用分（11か月分=91.7%）までの実績

（単位：千円）

	令和6年度 (実績値)B	令和7年度 (計画値)A	令和7年度 (実績値)B	執行率 (B/A)%
<b>1. 介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	—	—	—	—
介護予防訪問看護	12,198	9,542	14,617	153.2%
介護予防訪問リハビリテーション	12,095	13,085	11,267	86.1%
介護予防居宅療養管理指導	1,394	1,510	1,951	129.2%
介護予防通所リハビリテーション	65,826	61,158	62,985	103.0%
介護予防短期入所生活介護	4,151	5,462	4,927	90.2%
介護予防短期入所療養介護	353	—	230	皆増
介護予防福祉用具貸与	24,392	23,833	26,057	109.3%
特定介護予防福祉用具購入費	2,780	2,722	2,963	108.9%
介護予防住宅改修	6,281	4,936	6,938	140.6%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,156	733	599	81.7%
<b>2. 地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	612	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	35,164	35,774	35,415	99.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,002	—	2,784	皆増
<b>3. 介護予防支援</b>	<b>29,205</b>	<b>27,314</b>	<b>28,184</b>	<b>103.2%</b>
<b>介護予防サービス計(小計)→(Ⅱ)</b>	<b>198,609</b>	<b>186,069</b>	<b>198,917</b>	<b>106.9%</b>

<b>総給付費(合計) →(Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)</b>	<b>11,647,814</b>	<b>11,899,251</b>	<b>10,641,676</b>	<b>89.4%</b>
--------------------------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------

■介護サービス給付費について、①居宅サービスでは、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、特定福祉用具購入費、住宅改修の執行率が高くなっている。②地域密着型サービスでは、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の執行率が低くなっている。③施設サービスでは、介護医療院の執行率が低くなっている。

■介護予防サービス給付費については、訪問看護、居宅療養管理指導、住宅改修の執行率が高くなっている。

■給付費全体では、執行率で89.4%でほぼ計画値どおりとなっている。

## 4. 特別養護老人ホーム待機者数の推移

### (1) 待機者数と入所者の経年推移

(単位：人)

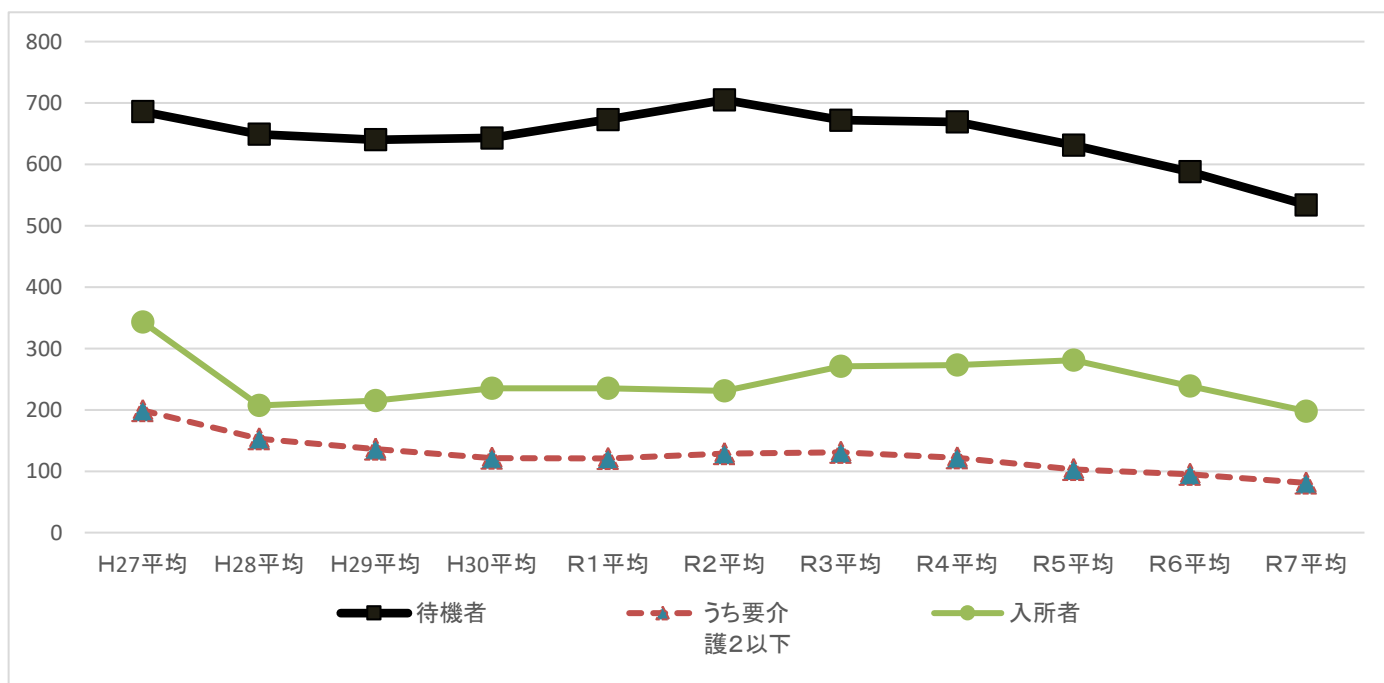
	待機者	うち要介護2以下	入所者
H27平均	686	199	343
H28平均	649	153	207
H29平均	640	136	215
H30平均	643	121	235
R1平均	673	121	235
R2平均	705	129	231
R3平均	672	131	271
R4平均	669	122	273
R5平均	631	103	281
R6平均	588	95	239
R7平均	534	81	198

※令和7年度の数値は12月末までの各月平均  
 なお、入所者数のみ総数で記載

### (2) 待機場所内訳 (令和7年12月末)

(単位：人、%)

場所	待機者	割合
在宅	291	55.3
老人保健施設	107	20.3
介護療養型医療施設	0	0.0
医療機関	39	7.4
グループホーム	41	7.8
特定施設等	4	0.8
養護老人ホーム	4	0.8
小規模多機能	40	7.6
複合施設	0	0.0
合計	526	100.0



- 待機者数は令和2年度平均値では700人を超えたものの、令和3年度平均値で672人に減少し、令和7年度12月末までの平均では534人となっている。待機者に占める要介護2以下は、81人となっている。(平成27年度から原則要介護3以上が入所要件)。
- 直近3か年(R4～R6)の年間の入所者数平均は264人となっており、この数は上位待機者数(令和7年5月末調査で189人)より多くなっている。
- 令和7年12月末時点の待機者数のうち、在宅での待機が半数を超え55.3%となっている。

## 5 総合事業実施状況

### 1 従前相当及びA型利用実績

(単位:事業所数を除き「人」)

種別		4年 9月	5年 9月	6年 9月	7年 3月	7年 9月	H28年度 平均	事業所数	
								6年	7年
訪問型 サービス	従前相当	49	44	44	42	43	270	21	18
	A型	181	184	181	191	192		18	16
	合計	230	228	225	233	235		—	—
通所型 サービス	従前相当	10	10	10	6	8	629	36	35
	A型	550	580	573	582	611		34	33
	合計	560	590	583	588	619		—	—
総合計		790	818	808	821	854	899	—	—

※利用実績は過誤申立て、請求遅れなどにより変動する場合があります。

※事業所数は各年度4月時点の数字。なお、参考として平成28年度（総合事業移行前）における介護予防訪問介護・介護予防通所介護の月平均利用者数を記載。

### 2 従前相当及びA型給付実績

(単位:千円)

種別		令和5年度	令和6年度	令和7年度	平成28年度
訪問型 サービス	従前相当	11,585	12,127	12,681	61,984
	A型	23,835	25,507	26,258	
	合計	35,420	37,634	38,939	
通所型 サービス	従前相当	3,958	3,843	3,221	212,794
	A型	123,656	117,548	123,727	
	合計	127,614	121,391	126,948	
総合計		163,034	159,025	165,887	274,778

※令和5～6各年度は年間の給付費総額（支払額）を、令和7年度は12月審査分までの給付実績から平均額を求め、年間の給付費総額見込額を算出し記載

※参考として平成28年度の介護予防給付費を記載

## 6 主な地域支援事業の実施状況（令和8年1月末実績）

※第9期計画の施策の体系に基づき記載

### 重点事項3：多様な生活支援サービスの確保

#### 1 地域で支え合う体制の整備

##### (1) 生活支援コーディネーターの配置

###### 【事業概要】

関係者のネットワークの構築や地域における生活支援等の提供体制の整備に向けた取り組み等を推進するため、高齢者支援課（1層）と各地域包括支援センター（2層）に生活支援コーディネーターを配置します。通所型サービスB等の総合事業の支援や、「地域計画」を策定（地域づくり）する場への参加協力を行います。

これらの活動を組織的に補完・検討するための生活支援体制整備協議会を設置し、「配食・買い物」「移動」「居場所・通いの場」「軽度生活支援」の4項目を大きな課題として協議を行います。

###### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新たに構築された	35か所	35か所	35か所
社会資源	61か所	—	—

※新たに構築された社会資源とは住民主体の健康教室、サロン等の立ち上げ、相談実績等

##### (2) 就労的活動支援

###### 【事業概要】

要介護や病気にならないようにできる限り「自助」をし、社会における先輩、友人、近隣の同年代の人たちを「共助」することで、高齢者も高齢者を支え、社会参加することそのものが社会貢献という仕組みをつくることを目的として、高齢者の社会参加等を促進します。具体的には、有償又は無償のボランティアを想定した活動の紹介や元気シニアボランティア事業との連携により情報提供を行ったり、新たなボランティア内容を検討するなど、高齢者の個性や希望に沿った多様な活動の場が用意できるよう検討していきます。

###### 活動内容

- ・さかたダイヤモンドバンクの運営

自らの得意なことを活かしたい高齢者と介護施設等の依頼主とのマッチングを図り、高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進。

### (3) 担い手の養成

#### 【事業概要】

地域の通いの場や住民主体の生活支援などのサービスに必要不可欠な担い手について、生活支援コーディネーターを中心に、講座や研修会の開催を通じ養成、確保できる体制づくりや、支援体制を整えます。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
担い手養成講座終了者数	10人	10人	10人
	15人	40人	—

## 2 高齢者への生活支援

### (1) 在宅安心相談コール事業

#### 【事業概要】

高齢者の健康等に関する相談及び家庭内の事故等の発生に際して迅速に対応できるよう、対象者宅に緊急通報及び健康相談等をするための機器を設置し、高齢者の不安を解消し住み慣れた地域での自立した生活を支援します。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録世帯	50世帯	60世帯	70世帯
	25世帯	23世帯	—

### (2) 災害時要援護者避難支援事業

#### 【事業概要】

災害発生時における避難誘導、安否確認等の支援活動に活用するため、災害時の避難の際に援護が必要と思われる方の名簿等を整備します。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援登録者数	1,030人	1,040人	1,050人
	971人	916人	—
避難支援者数	1,160人	1,170人	1,180人
	1,073人	1,016人	—

### (3) ほっとふくし券事業（介護用品除く）

#### 【事業概要】

在宅の介護を必要とする方の経済的な負担を軽減し、在宅で安心した生活ができるよう、介護にかかる費用の一部を助成します。要介護度の認定を受け介護保険料所得段階の要件に該当した方を対象に、各種ほっとふくし券を交付します。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般用	1,420人	1,440人	1,460人
	1,427人	1,368人	—
ストレッチャー車専用	40人	42人	44人
	42人	31人	—
訪問理容・美容サービス専用	165人	170人	175人
	159人	130人	—
寝具洗濯乾燥消毒サービス専用	50人	53人	56人
	56人	42人	—
鍼・灸・マッサージ等利用	1,030人	1,040人	1,010人
	961人	849人	—

## 3 家族介護者への支援

### (1) 家族介護者交流会

#### 【事業概要】

要介護者や認知症高齢者を在宅介護している方の継続的な介護を支援することを目的に地域包括支援センター等が介護についての情報交換や悩みを共有する場を設けて、介護者の精神的負担を軽減することを目的に交流会を開催します。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	30回	30回	30回
	27回	22回	—
参加人数	150人	150人	150人
	148人	111人	—

## (2) 訪問型介護者支援事業

### 【事業概要】

要介護者を在宅介護している家族を対象に医療専門職（看護師、歯科衛生士等）が自宅に訪問し、介護者の健康相談・介護相談を行うとともに、地域社会から孤立しないように支援することを目的に実施します。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実訪問人数	250人	260人	270人
	546人	422人	—
延訪問人数	280人	290人	300人
	564人	444人	—

## (3) 介護相談員派遣事業

### 【事業概要】

介護保険施設に相談員を派遣し、利用者の疑問、不満、不安の解消を図るとともに、事業所とミーティングを行い、サービスの質的向上を図ります。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
派遣回数	336回	336回	336回
	323回	234回	—
派遣事業所数	28か所	28か所	28か所
	28か所	24か所	—

## 重点事項4：医療との連携強化

### 1 在宅医療・介護連携推進事業

#### 【事業概要】

在宅医療・介護連携支援室ポインタが中心となり、多職種間の相互の理解や知識・情報の共有を図るため、研修・ワークショップ等を実施し、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりに取り組んでいます。令和6年度にTeamアプリを活用した多職種間の連携ツールが導入されています。

- ① 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
- ② 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情

報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

- ③ 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- ④ 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
多職種向け研修会・	9回	9回	9回
ワークショップ開催回数	10回	15回	—
多職種向け研修会・	300人	300人	300人
ワークショップ参加人数	613人	852人	—

重点事項5：自立支援・介護予防の推進

1 介護予防事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

【事業概要】

介護予防・生活支援サービス事業については、本市では訪問型、通所型とも従前相当・A・Bのサービス・活動を提供しています。通所型サービス・活動Bについては市内全域36か所に構築を目指します。リハビリ専門職から短期集中で助言指導を受ける訪問型サービス・活動Cを令和6年度に開始しています。サービスの類型は下記のとおりです。

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）					
(注) 以下に示す総合事業の類型については、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であり、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものである必要がある。					
訪問型サービス・通所型サービス	従前相当サービス		多様なサービス・活動		
			サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)	サービス・活動B、 サービス・活動D (訪問型のみ) (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い	活動団体等に対する補助・助成		委託費の支払い
想定される実施主体	● 介護サービス事業者等 (訪問介護・通所介護等事業者)	● 介護サービス事業者等以外の多様な主体 (介護サービス事業者等)	● ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 ● 当該活動を支援する団体		● 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの		
費用	国が定める額※2（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額		
	額の変更のみ可	加算設定も可			
対象者	● 要支援者・事業対象者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者	● 要支援者・事業対象者 ● 継続利用要介護者 ※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定		● 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者
サービス内容 (訪問型)	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 ● 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など * 市町村の判断により老計10号の範囲を超えてサービス・活動を行うことも可能 ● 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）			
サービス内容 (通所型)	旧介護予防通所介護と同様* * 運動高機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	● 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 ● セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 ● 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの ● 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など ● 送迎のみの実施			● 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス
支援の提供者	国が定める基準による		市町村が定める基準による		
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	● 地域の多様な主体の従事者 ● 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア)	● 有償・無償のボランティア ● マッチングなどの利用調整を行う者		● 保健医療専門職
その他の生活支援サービス	その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの複合的提供等）からなる。				

これらによらないもの  
(委託と補助の組み合わせなど)

## (2) すこやかマスターズ事業

### 【事業概要】

事業対象者及び要介護認定者を除いた高齢者で、身体能力の低下が見られる方を対象として、フレイル予防を目的に、通所介護事業所等がアクティビティや認知症予防等の共通サービスを提供します。送迎等で移動手段が必要な虚弱高齢者も利用できる通いの場を提供します。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延実施回数	3,750回	4,000回	4,250回
	3,291回	2,152回	—
実施団体数	16団体	16団体	16団体
	17団体	15団体	—

## (3) 口腔機能向上普及啓発事業

### 【業務内容】

通いの場や出前講座等で、歯科衛生士が専門的な指導や助言をし、一般高齢者や介護者家族にオーラルフレイル予防を目的に口腔ケアについて普及啓発活動を行います。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	20回	20回	20回
	20回	15回	—
延参加人数	200人	200人	200人
	247人	234人	—

## (4) しゃんしゃん元気づくり事業

### 【事業概要】

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、各学区地区社会福祉協議会、または自治会で自主的に実施する介護予防事業に対し助成を行います。助成が終了した後も集まりを継続できるよう、講師派遣事業やいきいき百歳体操等の介護予防のツールを紹介するなど継続的な支援を行っていきます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成団体数	40団体	37団体	35団体
	36団体	28団体	—
累計助成団体数	522団体	527団体	532団体
	865団体	839団体	—

(5) いきいき百歳体操

【事業概要】

いきいき百歳体操を利用した介護予防のための住民主体の通いの場の継続支援及び立上げ支援を行います。継続支援では、開始3か月後の体力測定や、医療専門職の介護予防に関する講話や実技指導を実施していきます。立上げ支援では介護予防の普及啓発といきいき百歳体操の体験会と体力測定の実施、体操DVDの無料貸出しを行います。体力測定の結果やアンケートを実施することで、参加者のニーズや課題に合った医療専門職を派遣し、より効果的な介護予防に取り組めるよう支援していきます。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療専門職	30件	30件	30件
派遣件数	26件	32件	—

◆通いの場に参加する高齢者数の計画値

住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。高齢者の8%が通いの場へ参加することを目指します。

【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	2,850人	2,875人	2,895人
	2,708人	—	—
参加割合	7.9%	8.0%	8.1%
	7.6%	—	—

※参加者数は、各年間実参加人数を合計

通所型サービス・活動B、すこやかマスターズ、いきいき百歳体操、しゃんしゃん元気づくり事業

## (6) 元気シニアボランティア事業

### 【事業概要】

高齢者のボランティア活動を通じた介護予防を推進するため、介護保険対象施設や地域支援事業でのボランティア活動の実績に応じた評価ポイントを付与し、地域特産品等への変換を行う事業を実施します。令和6年度から軽度生活援助事業が一部廃止になり、その分の利用者の支援を本事業に移行しました。

また、高齢者の社会参加等を促進するため、就労的コーディネート機能との連携を図り、高齢者の社会参加の仕組みづくりを進めます。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録人数	57人	62人	67人
	73人	92人	—

## (7) 高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業

### 【事業概要】

高齢者が家庭・地域・企業等様々な社会において、豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会参加活動を継続してできるよう、酒田市老人クラブ連合会に委託し事業を実施しています。

#### （主な事業内容）

- ・レクリエーション大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・公式ワナゲ大会
- ・軽スポーツ大会 ・各種教室 ・女性部活動 ・会報の発行
- ・社会奉仕活動 ・世代間交流事業

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延参加人数	3,920人	3,930人	3,940人
	4,007人	2,811人	—

## 2 地域包括支援センターの体制強化

### (1) 総合相談事業

#### 【事業概要】

地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として、各法人に委託し、10か所の地域包括支援センターを設置しています。その運営については市が定める実施方針を基に、

市と地域包括支援センターが連携して事業を実施します。

4つの基本業務（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）に加え、地域におけるネットワークの構築、地域課題の把握とその解決に向けて地域の関係機関との調整を行い、地域ケア会議の充実に努めます。地域包括支援センターが提供するサービスの平準化が図られるよう事業評価を行います。

令和7年度に日常生活圏域をこれまでの10圏域から、現在の中学校区を基本とした圏域に見直しを行っています。

### 【実績】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合相談支援業務	17,749件	19,143件	13,586件
権利擁護業務	536件	410件	546件
包括的・継続的ケアマネジメント	2,582件	2,227件	1,289件
介護予防ケアマネジメント	5,272件	5,130件	3,580件
合計	26,139件	26,910件	19,001件

総合相談支援業務	高齢者を対象とした相談や状況確認。高齢者支援のための地域ネットワーク構築等に関する業務。
権利擁護業務	高齢者虐待や消費者被害に関する相談や対応。成年後見に関する相談等、各種支援に関する業務。
包括的・継続的ケアマネジメント	各機関、主治医、介護支援専門員と連携し、高齢者に総合的・継続的に関わっていくための体制づくり。
介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態となることを予防するため、介護予防支援にかかる必要な援助を行う業務。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議	80回	85回	85回
開催回数	87回	54回	—

※開催回数は、個別ケア会議、小地域ケア会議、地域包括ネットワーク会議の合計

## (2) 地域包括支援センター運営協議会等開催事業

### 【事業概要】

地域包括支援センターの設置及び円滑かつ適正な運営を図るため、センターの設置や日常生活圏域の設定、中立・公正な運営に関する事項の協議・承認等を行う機関として協議会を開催します。また、協議会は酒田市の地域包括ケアシステムの政策形成機能を持つ地域ケア会議として位置付けられています。

・第1回 令和7年7月10日(木)

・第2回 令和8年2月20日(金)

## 3 多職種連携による自立支援型地域ケア会議推進事業

### 【事業概要】

介護支援専門員等が作成した要支援のケアプランについて、多職種(薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士)によるアドバイスを受けることにより、自立支援型のケアマネジメントと、併せて自立した生活を支えるための地域課題の把握を行います。

### 【計画値及び実績】(上段:計画値、下段:実績)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討事例数	36人	36人	36人
	32人	29人	—

## 重点事項 6 : 認知症施策の推進

### (1) 認知症サポーター養成講座の開催

#### 【事業概要】

認知症になっても安心して暮らせるまちを市民によって作ることを目的に、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を守り、支援するサポーターを養成します。庁内関係部局と連携を図りながら、企業、学校、PTA等の協力を得て、認知症サポーター養成講座を開催します。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	30回	30回	30回
	37回	32回	—
養成講座受講者数	500人	500人	500人
	556人	536人	—

### (2) 認知症カフェの実施

#### 【事業概要】

認知症の方や家族等が在宅介護の情報交換や悩み等を共有する場として、本人や家族、支援者が気軽に参加できるカフェを開催します。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	12回	12回	12回
	12回	10回	—
参加者数	100人	100人	100人
	91人	100人	—

### (3) 徘徊高齢者事前登録「安心おかえり登録」の実施と見守り体制の構築

#### 【事業概要】

認知症等により徘徊のおそれがある高齢者等の情報をあらかじめ本市に登録し、酒田警察署・民生委員等と情報共有することで、実際に行方不明となった場合、早期に発見して保護できる体制を構築し、高齢者の安心安全の確保及び家族の支援を図ります。

地域の関係機関と連携しながら、認知症高齢者等が安心して自宅で暮らせるように見守り体制を構築していきます。また、地域での見守り活動を推進するため「見守りシール」も併用し、広域的な見守り体制の構築に繋がるよう取り組みます。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安心おかえり登録	80人	80人	80人
新規登録者数	90人	67人	—
見守りシール	25人	25人	25人
新規登録者数	21人	11人	—

※安心おかえり登録者数 357人、見守りシール登録者数 58人（令和8年1月末）

### (4) 認知症初期集中支援事業の実施

#### 【事業概要】

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

#### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業対象者数	5人	5人	5人
	3人	3人	—

### (5) 市民認知症講演会の実施

#### 【事業概要】

広く市民から認知症とその対応について深めてもらい、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを地域全体で取り組むことを目的に講演会を開催します。（隔年開催）

## (6) チームオレンジ創設に向けた取り組み

### 【事業概要】

本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジ(※)の考え方を周知していきます。創設に向けては、認知症サポーター養成講座とともにステップアップ講座を開催し、サポーターが地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを整備します。また、本人・家族も担い手の一員として社会参加できるよう取り組みます。

※チームオレンジ:市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

### 【計画値及び実績】(上段:計画値、下段:実績)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジ	0か所	1か所	1か所
設置数(累計)	1か所	1か所	—

## 重点事項7:高齢者の権利擁護の推進

### (1) 高齢者虐待に関する普及啓発

#### 【事業概要】

高齢者虐待の防止や早期発見には、関係機関や地域住民の方々が虐待について理解を深め、被虐待高齢者が発するサインを見逃さないことが重要であり、高齢者及び障がい者虐待防止講演会(一般市民向け)や高齢者虐待防止研修会(関係機関向け)等を行い、普及啓発を推進します。

### 【計画値及び実績】(上段:計画値、下段:実績)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待防止	12回	12回	12回
研修会開催回数	10回	14回	—
高齢者虐待防止	150人	150人	150人
研修会参加人数	114人	153人	—

## (2) 福祉サービス利用援助事業

### 【事業概要】

判断能力が十分でない人等を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行います。酒田市社会福祉協議会が県社会福祉協議会より委託を受けて事業を展開しています。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉サービス利用	147人	157人	167人
援助事業契約者数	136人	141人	—

## (3) 成年後見制度利用支援事業

### 【事業概要】

認知症等で、自ら財産管理や契約行為が行えない方で、親族がいない、または協力を得られない場合に、本人に代わって財産管理・契約行為を行う後見人選任の申立てを市長が家庭裁判所へ行うことで、本人の権利を擁護します。本人が申立ての費用や後見人報酬の負担が困難な場合には助成を行っています。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成者数		25件	31件	37件
		20件	14件	—
内 訳	市長申立て件数	12件	14件	16件
		13件	9件	—
	後見人報酬に係る支援	10件	12件	14件
		7件	5件	—
	後見申立費用(鑑定費用)に係る助成	3件	5件	7件
		0件	0件	—

## 重点事項 8 : 介護給付費適正化事業

### 【事業概要】

国や県が策定する「介護給付適正化計画」に沿って、引き続き山形県国民健康保険連合会と連携して、①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④不正請求の発見、防止のため国保連合会適正化システムを活用した縦覧点検、⑤地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所に対する指導などを行います。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査の事後点検(※)	全件	全件	全件
訪問等によるケアプランチェック	7事業所	7事業所	7事業所
	6事業所	7事業所	—
住宅改修の事前書面点検	全件	全件	全件
住宅改修の訪問調査	10件	10件	10件
	10件	6件	—
縦覧点検	全件	全件	全件
運営指導＋監査 (地域密着型サービス事業所)	7件	7件	7件
	7件	7件	—
運営指導＋監査 (居宅介護支援事業所)	8件	8件	8件
	1件	8件	—

#### ※ 認定調査の事後点検

認定調査票（基本調査）の選択項目と（特記事項）の記載内容に齟齬が無く、整合性が保たれているか点検

## 7 市町村特別給付（在宅紙おむつ券事業）

### 【事業概要】

在宅で介護を必要とする要介護3以上（※）の介護認定を受けている方の経済的な負担を軽減し、在宅で安心した生活ができるよう、在宅介護を必要とする低所得（本人が市民税非課税）の高齢者等に、紙おむつ・尿とりパッド等の購入に利用できる在宅紙おむつ券を交付します。市へ登録した事業所で利用できる在宅紙おむつ券を介護度と介護保険料段階に応じて交付します。

※ … 令和7年度より、従前の要介護1以上から要介護3以上（介護度及び自立度のみを審査基準とする）に判定基準の見直しを行いました。

### 【計画値及び実績】（上段：計画値、下段：実績）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交付人数	500人	500人	500人
	503人	485人	—

## 令和8年度酒田市介護保険特別会計予算の概要

## ■歳入

(A) (B) (C) (C)-(A) (C)-(B)

(単位:千円)

款	項	目	節	(構成比)	R7当初予算	R7決算見込	R8当初予算	増減①	増減②	備考
1.	保険料			18.7%	2,526,354	2,526,354	2,499,162	▲ 27,192	▲ 27,192	
	1.	介護保険料			2,526,354	2,526,354	2,499,162	▲ 27,192	▲ 27,192	
		1.	第1号被保険者保険料		2,526,354	2,526,354	2,499,162	▲ 27,192	▲ 27,192	
			1. 現年度分特別徴収保険料		2,369,177	2,369,177	2,344,176	▲ 25,001	▲ 25,001	保険料構成比93.8%
			2. 現年度分普通徴収保険料		151,224	151,224	149,628	▲ 1,596	▲ 1,596	保険料構成比6.0%
			3. 滞納繰越分普通徴収保険料		5,953	5,953	5,358	▲ 595	▲ 595	保険料構成比0.2%
2.	使用料及び手数料			0.0%	183	183	174	▲ 9	▲ 9	督促手数料
3.	国庫支出金			24.5%	3,248,402	3,203,206	3,265,012	16,610	61,806	
	1.	国庫負担金			2,312,218	2,312,218	2,313,878	1,660	1,660	
		1.	介護給付費国庫負担金		2,312,218	2,312,218	2,313,878	1,660	1,660	施設給付(15%)+居宅給付費(20%)
	2.	国庫補助金			936,184	890,988	951,134	14,950	60,146	
		1.	調整交付金		781,053	731,460	781,554	501	50,094	市町村間の保険料基準額の格差是正
		2.	地域支援事業交付金(介護予防事業)		44,590	44,242	55,512	10,922	11,270	介護予防事業費(25%)
		3.	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)		82,270	84,767	84,964	2,694	197	包括的支援事業費・任意事業費(38.5%)
		4.	保険者機能強化推進交付金		8,619	8,664	8,664	45	0	市町村の自立支援や給付適正化等の取組を評価して交付
		5.	介護保険保険者努力支援交付金		19,652	20,440	20,440	788	0	
		6.	介護保険事業国庫補助金		0	1,370	0	0	▲ 1,370	システム改修費への補助
		7.	介護保険災害臨時特例補助金		0	45	0	0	▲ 45	
4.	支払基金交付金			26.0%	3,461,471	3,461,094	3,463,490	2,019	2,396	
	1.	支払基金交付金			3,461,471	3,461,094	3,463,490	2,019	2,396	第2号保険料分(27%)
		1.	介護給付費交付金		3,401,357	3,401,357	3,403,536	2,179	2,179	
		2.	地域支援事業支援交付金		60,114	59,737	59,954	▲ 160	217	
5.	県支出金			13.9%	1,850,972	1,851,951	1,853,202	2,230	1,251	
	1.	県負担金			1,782,008	1,782,008	1,782,971	963	963	
		1.	介護給付費県負担金		1,782,008	1,782,008	1,782,971	963	963	施設給付費(17.5%)+居宅給付費(12.5%)
	2.	県補助金			68,964	69,943	70,231	1,267	288	
		1.	地域支援事業交付金(介護予防事業)		27,831	27,665	27,755	▲ 76	90	介護予防事業費(12.5%)
		2.	地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)		41,133	42,278	42,476	1,343	198	包括的支援事業費・任意事業費(19.25%)
6.	財産収入			0.0%	1,220	3,622	2,969	1,749	▲ 653	介護給付費準備基金の利子
7.	繰入金			16.9%	2,232,753	2,227,757	2,246,746	13,993	18,989	
	1.	一般会計繰入金			2,014,483	2,009,806	2,001,435	▲ 13,048	▲ 8,371	
		1.	介護給付費繰入金		1,574,702	1,574,702	1,575,711	1,009	1,009	給付費市負担分(12.5%)
		2.	地域支援事業繰入金(介護予防)		27,831	27,665	27,755	▲ 76	90	介護予防事業費(12.5%)
		3.	地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)		41,133	41,403	42,476	1,343	1,073	包括的支援事業費・任意事業費(19.25%)
		4.	事務費等繰入金		259,292	256,537	251,895	▲ 7,397	▲ 4,642	総務費-督促手数料-諸収入+予備費
		5.	低所得者保険料軽減繰入金		111,525	109,499	103,598	▲ 7,927	▲ 5,901	保険料公費負担分 国1/2、県1/4、市1/4
	2.	基金繰入金			218,270	217,951	245,311	27,041	27,360	介護給付費準備基金
8.	繰越金			0.0%	1	345,580	1	0	▲ 345,579	前年度繰越金
9.	諸収入			0.0%	382	382	268	▲ 114	▲ 114	高額介護サービス費貸付金償還金、第三者納付金等
			歳入合計		13,321,738	13,620,129	13,331,024	9,286	▲ 289,105	

■歳出

(A) (B) (C) (C)-(A) (C)-(B)

(単位:千円)

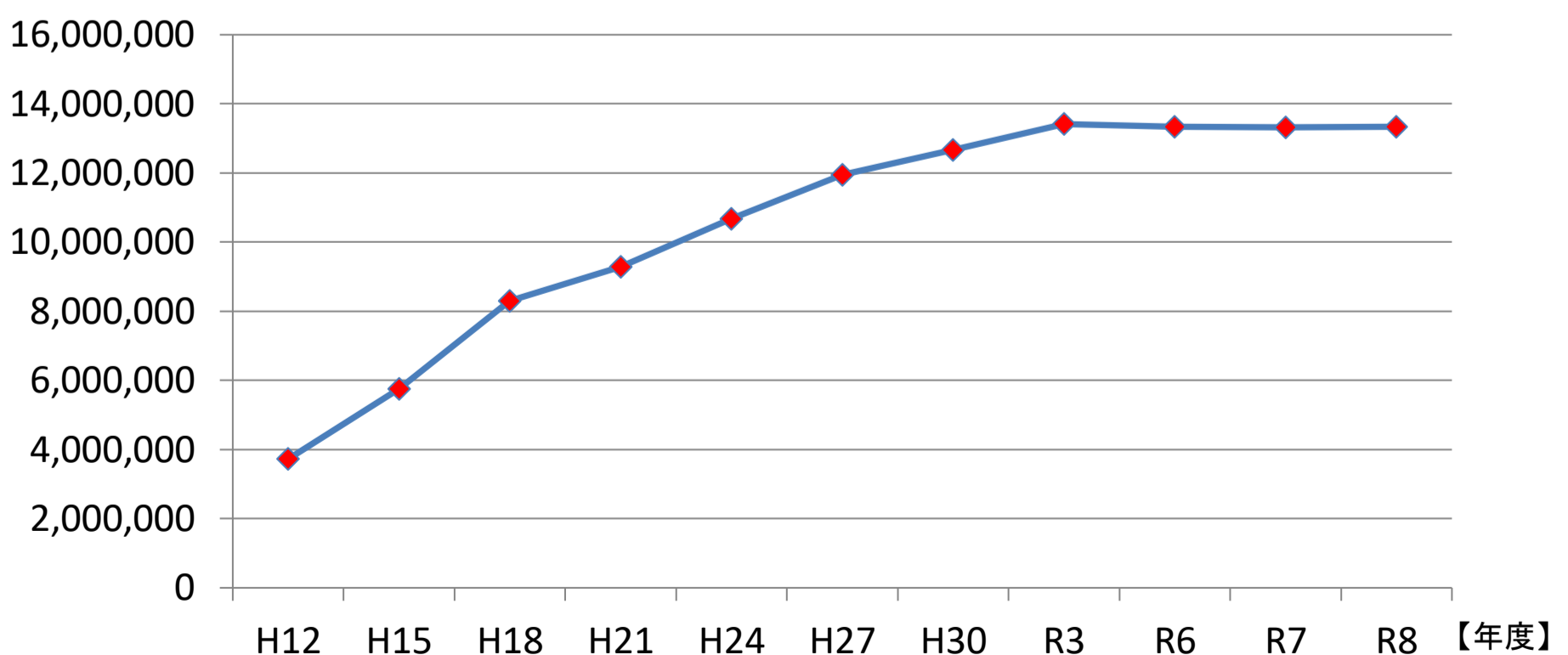
款 項 目	(構成比)	R7当初予算	R7決算見込	R8当初予算	増減①	増減②	備 考
1. 総務費	1.9%	258,288	256,903	250,935	▲ 7,353	▲ 5,968	
1. 総務管理費		165,992	166,252	154,043	▲ 11,949	▲ 12,209	人件費、システム改修委託料等
2. 徴収費		13,805	13,805	17,549	3,744	3,744	納付書の印刷、郵送等
3. 介護認定審査会費		78,403	76,758	78,755	352	1,997	介護認定審査会、認定調査委託料等
4. 趣旨普及費		88	88	92	4	4	保険証利用のしおり作成
5. 計画策定費		0	0	496	496	496	
2. 保険給付費	94.6%	12,597,621	12,546,002	12,605,686	8,065	59,684	
1. 介護サービス等諸費		11,713,182	11,666,571	11,728,953	15,771	62,382	要介護1～5の方に係る給付
2. 介護予防サービス等諸費		189,245	237,849	201,382	12,137	▲ 36,467	要支援1～2の方に係る給付
3. その他諸費		11,626	12,283	13,119	1,493	836	国保連審査支払手数料
4. 高額介護サービス等費		253,614	275,700	269,919	16,305	▲ 5,781	自己負担が上限額以上の場合の給付
5. 高額医療合算介護サービス等費		29,723	31,091	30,519	796	▲ 572	医療と介護の年間負担合算額が上限以上の場合、給付
6. 特定入所者介護サービス等費		400,231	322,508	361,794	▲ 38,437	39,286	施設入所等において、食費居住費の自己負担が限度額を超える分を給付
3. 地域支援事業	3.3%	436,804	436,810	443,105	6,301	6,295	
1. 介護予防・生活支援サービス事業		194,549	196,977	196,186	1,637	▲ 791	総合事業に係る経費
1. 介護予防・生活支援サービス事業費		178,475	180,439	179,854	1,379	▲ 585	従前相当、A型、B型、訪問型C
2. 介護予防ケアマネジメント事業費		15,572	15,926	15,691	119	▲ 235	総合事業対象者のケアマネジメント作成費用
3. 高額介護予防サービス費(総合事業)		143	323	282	139	▲ 41	自己負担が上限額以上の場合、給付
4. 高額医療合算介護予防サービス費(総合事業)		359	289	359	0	70	医療と介護の年間負担合算額が上限以上の場合の給付
2. 一般介護予防事業費		26,859	23,034	24,439	▲ 2,420	1,405	
1. 一般介護予防事業		24,599	20,774	22,179	▲ 2,420	1,405	しゃんしゃん元気づくり事業、介護予防講師派遣事業、介護予防普及啓発事業、栄養口腔講座、すこやかマスターズ等
2. 高齢者の生きがいと健康づくり総合推進事業		2,260	2,260	2,260	0	0	高齢者の社会参加、能力が地域に還元できる環境づくりを通じ、介護予防の普通啓発を図る
3. 包括的支援事業・任意事業		214,159	215,562	221,062	6,903	5,500	
1. 総合相談事業費		152,385	153,376	162,402	10,017	9,026	地域包括支援センターにおける総合相談
2. 権利擁護事業費		266	266	199	▲ 67	▲ 67	酒田市高齢者虐待防止協議会等
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費		890	890	291	▲ 599	▲ 599	ケアマネージャーの支援に係る研修会
4. 任意事業費		8,727	8,927	9,059	332	132	家族介護者支援事業、介護相談員派遣事業、成年後見制度利用支援事業
5. 在宅医療・介護連携推進事業費		12,790	12,790	10,017	▲ 2,773	▲ 2,773	在宅医療・介護連携支援センター運営費
6. 生活支援体制整備事業費		36,511	36,723	33,007	▲ 3,504	▲ 3,716	各包括支援センターと高齢者支援課に生活支援コーディネーターを配置する委託料等
7. 認知症総合支援事業費		1,888	1,888	5,424	3,536	3,536	
8. 地域ケア会議推進事業費		702	702	663	▲ 39	▲ 39	専門職の視点からケアプランの内容確認やアドバイス等を行い、サービスの適正化を行う
4. その他諸費		1,237	1,237	1,418	181	181	
1. 地域支援事業審査支払手数料		1,237	1,237	1,418	181	181	総合事業に係る審査支払手数料
4. 基金積立金	0.0%	1,220	162,708	2,969	1,749	▲ 159,739	前年度剰余金、利子を積立
5. 諸支出金	0.0%	3,156	192,480	3,156	0	▲ 189,324	保険料還付金、介護給付費国庫返還金等
6. 市町村特別給付	0.2%	23,649	24,226	24,173	524	▲ 53	在宅紙おむつ券事業
7. 予備費	0.0%	1,000	1,000	1,000	0	0	
歳出合計		13,321,738	13,620,129	13,331,024	9,286	▲ 289,105	

(単位:千円)

年度	当初予算
H12	3,725,140
H15	5,748,354
H18	8,307,511
H21	9,285,036
H24	10,670,892
H27	11,951,317
H30	12,670,061
R3	13,416,027
R6	13,343,197
R7	13,321,738
R8	13,331,024

\*H12、H15は旧酒田市のみ

【当初予算額(千円)】



## 酒田市介護保険条例の一部改正について

### 1 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等に関する規定を追加するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の背景

令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われたが、介護保険の第1号被保険者の保険料（以下「第1号保険料」という。）においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ。

国においては、令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の第1号保険料収入が減少する可能性があることから、保険者の責めに帰さない第1号保険料収入不足を可能な限り防ぐことを目的に介護保険法施行令の改正が行われたもの。

### 3 改正内容

第1号保険料の判定の際に、令和7年度見直しの影響により標準段階が変わりうる第1号被保険者について、令和8年度に限り、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう新たに附則を設けるもの。

#### (1) 令和8年度の介護保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、給与所得控除の引上げ額を加算した額を用いるもの。

#### (2) 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例

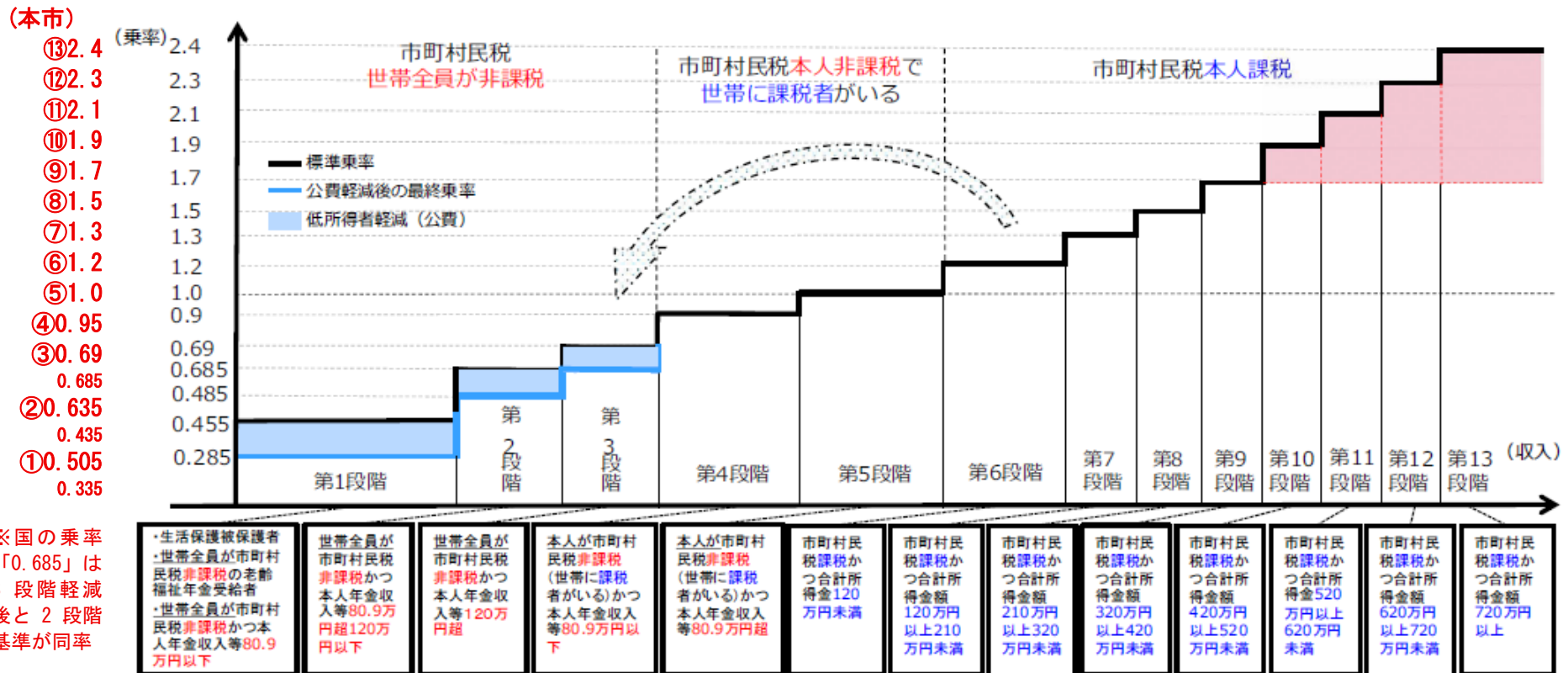
市町村民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和7年度見直し前の給与所得控除の算定方法を用いた判定とするもの。

### 4 施行期日

令和8年4月1日

## 令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について

- 令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引き上げ（10万円：55万円→65万円）に伴い、介護保険制度においては、保険料段階を住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しているため、保険料段階が下がる者が生じる等の影響が出る。
  - 3年単位の計画期間（現在は令和6～8年度）中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から（※）、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みとしたい（合計所得金額等が変わらなければ令和7年度と同額の保険料となる）。
- （※）厳密な推計は困難だが、粗い推計では、全被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出る可能性があり、また、保険者によって影響額は異なる。



※国の乗率「0.685」は3段階軽減後と2段階基準が同率

(出典：社会保障審議会介護保険部会(第125回)資料)

令和8年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果について

資料4

○ 酒田市の評価結果

【得点】 580点(800点満点) 【得点率】 72.5%(全国平均56.9%) 【全国順位】 92位(R7 360位)

【交付金】 32,047千円(R7 29,104千円)

	保険者機能強化推進交付金										介護保険保険者努力支援交付金										推進・支援合計	今年度順位						
	目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする		目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する				目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する				目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む		推進合計	目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援を推進する		目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する				目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する				目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む		支援合計		
	I(i)計	I(ii)計	II(i)計		II(ii)計		III(i)計		III(ii)計		IV合計	I(i)計		I(ii)計	II(i)計		II(ii)計		III(i)計				III(ii)計		IV合計			
		I合計		II合計		III合計	IV合計			I合計		II合計		III合計	IV合計			III合計	IV合計									
配点	64	36	100	68	32	100	64	36	100	100	400	52	48	100	64	36	100	68	32	100	100	400	800					
平均点	52.4	9.9	62.3	50.5	18.7	69.2	42.7	8.2	50.8	47.8	230.1	37.4	20.4	57.8	37.8	13.3	51.1	55.5	12.8	68.3	47.8	225.0	455.1					
中央値	56	9	66	52	20	72	46	6	52	50	235	40	20	60	39	12	52	63	14	73	50	232	469					
酒田市	64	12	76	68	28	96	52	24	76	40	288	52	30	82	64	18	82	68	20	88	40	292	580	92				
前年度増減	0	3	3	8	0	8	6	12	18	5	34	1	6	7	20	0	20	0	0	0	5	32	66					
山形市	64	24	88	68	28	96	64	15	79	60	323	51	33	84	64	18	82	68	16	84	60	310	633	10				
米沢市	64	12	76	52	32	84	44	15	59	65	284	49	21	70	39	15	54	48	18	66	65	255	539	294				
鶴岡市	64	15	79	68	28	96	52	18	70	40	285	51	26	77	60	21	81	68	24	92	40	290	575	114				

## 介護情報基盤について

社会保険審議会  
介護保険部会(第119回)  
令和7年4月21日

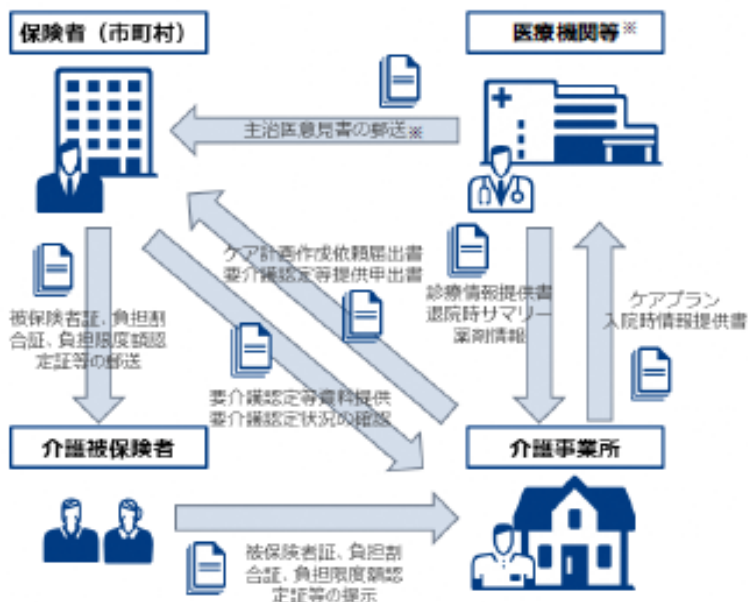
資料2

### 介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化(職員の負担軽減、情報共有の迅速化)を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図る。

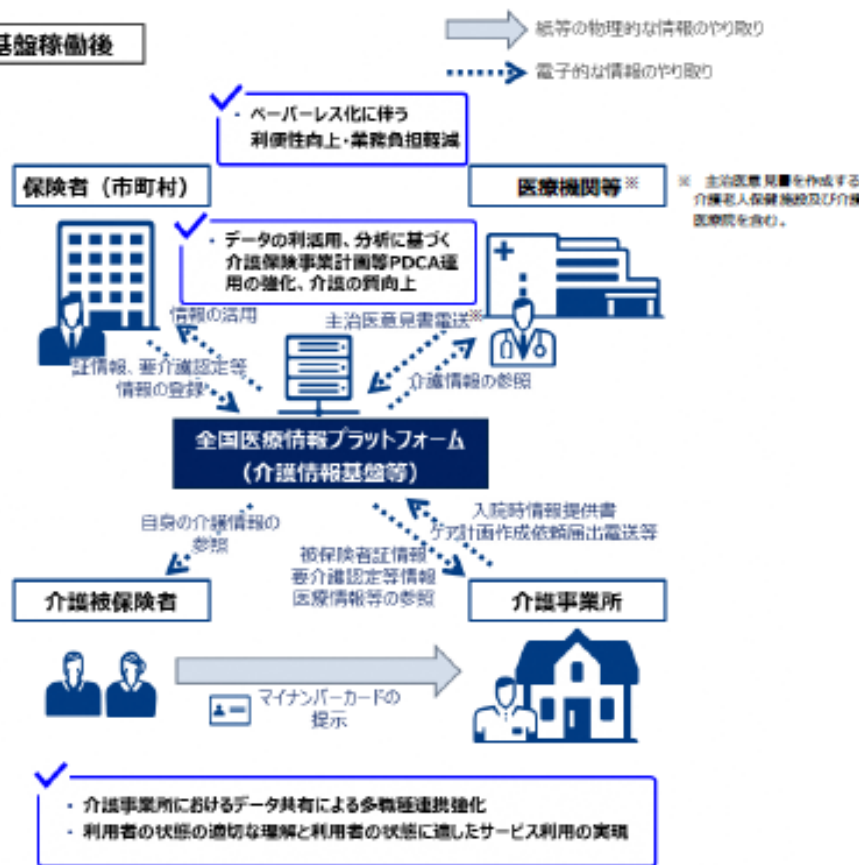
### 介護情報基盤の活用イメージ

現在



▲ 各種情報の紙によるやり取り(証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ発行と事業所による確認・入力等)による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

# 介護情報基盤の活用により想定されるメリット・活用イメージ

社会保険審議会  
介護保険部会（第122回） 資料3  
令和7年6月30日



- ・関係者間での要介護認定に必要な書類等のやりとりがスムーズになり、**要介護認定に要する期間が短縮**される。
- ・サービス利用時における複数の証の提示が簡素化されることで、**複数の証を管理・提示する負担が軽減**される。
- ・自身の介護情報を確認できるため主体的な介護サービスの選択等につながるとともに、事業所間や多職種間の連携が強化され、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、**介護サービスの質の向上が期待**できる。



- ・要介護認定申請の進捗状況や、ケアプラン作成等に必要な要介護認定情報について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話や窓口での進捗状況の確認への対応や、ケアプラン作成等に必要**な要介護認定情報の窓口・郵送での提供が不要となり、**業務負担の軽減や印刷・郵送コストの削減が可能**となる。
- ・主治医意見書について、医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となるため、**要介護認定事務の迅速化や文書管理コストの削減が可能**となる。

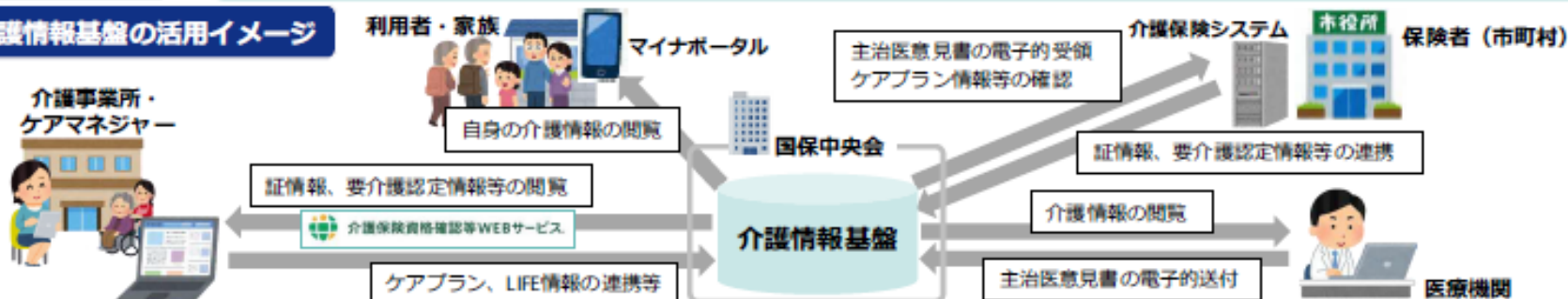


- ・要介護認定申請の進捗状況について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**市町村への電話等での問い合わせが不要**となり、**業務の効率化**につながる。
- ・ケアプラン作成に必要な要介護認定情報をケアマネジャーがWEBサービス画面上で随時確認可能となるため、**情報提供を市町村へ依頼する手続きや市町村窓口・郵送での受取が不要**となり、**迅速なケアプランの作成が可能**となる。
- ・電子による資格情報の確認が可能となることで、**サービス提供時の証の確認等にかかる業務負担が軽減**される。
- ・介護情報基盤を活用することで、利用者の情報を事業所間や多職種間で共有・活用しやすくなり、本人の状態に合った適切なケアの提供が可能となるなど、提供する**介護サービスの質の向上が期待**できる。



- ・主治医意見書について、**市町村への電子的提出が可能**となることで、**郵送が不要**となり、**業務負担が軽減**される。また、過去の主治医意見書の閲覧が可能となる。
- ・ケアプランやLIFE等の情報の活用により、**利用者の生活に関する情報や必要な医学的管理の情報の把握が可能**となる。

## 介護情報基盤の活用イメージ



## 高齢者の難聴について啓発と「お耳の健康チェック」を行い適切な対応を促す

普及啓発  
相談  
早期発見  
適切な受診勧奨

- ・ 通いの場等での普及啓発事業として言語聴覚士等による講話を実施
- ・ 「みんなの聴脳力チェック」アプリを活用した簡易スクリーニングを行う健康チェック事業を拡充（年3回→年6回、30人→72人）
- ・ 相談と結果に応じた受診勧奨（R7第1回 勧奨5人中2人受診）



➡ 加齢による難聴等への対策として、高齢者の聴覚機能の衰え（ヒアリングフレイル）に関する普及啓発及び早期発見に取り組み、認知症やうつ状態のリスクを軽減する



# 総合相談事業(専門職研修)

地域包括支援センター職員の専門性向上とチームアプローチを行うための基盤を作り、機能強化を図る

## 1 包括支援センター専門職研修会

### (1) 全体研修

センター職員としての姿勢や求められる役割、備えるべき情報等の習得

### (2) 職種別研修

専門職として実践に即した知識と技術の習得

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターに分かれた研修

## 2 市職員実務研修

包括支援センター職員を後方支援する職員のスキルアップ

- ・医療機関での実務研修を通じた地域の実態把握

# 認知症総合支援事業費(認知症カフェ)

認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進する

## カフェの概要

- ・認知症の人とその家族、地域住民など誰もが参加し集う「認知症カフェ」の開設・運営
- ・カフェ等の機会を増やし、認知症の人や家族と対話し、意見を施策に取り入れていく
- ・参加者同士の情報交換や交流を主とし、講話やイベントなどを実施

- ・1回2時間程度、年間複数回実施し継続開催していく
- ・各地域包括支援センターに運営委託
- ・高齢者支援課に認知症地域支援推進員を配置し、開催支援を行う

